

2024年4月3日
SCSK株式会社

SCSK、男性の育児参加支援制度を拡充

SCSK株式会社(本社:東京都江東区、代表取締役 執行役員 社長:當麻 隆昭、以下 SCSK)は、性別を問わず仕事と育児を両立しやすい環境整備を目的に、男性の育児参加支援施策として『配偶者の出産休暇』を拡充しました。

1. 趣旨

SCSKは、仕事と育児の両立を支援し、社員が安心して働ける職場作りに努めており、これまでも柔軟な勤務体制の導入や休業・休暇制度の拡充を図ってきました。このたび、「配偶者の出産休暇」制度を改定し、期間と日数を拡充することで、配偶者が出産するタイミングで育児と家族のサポートをしやすい職場環境を整備し、性別を問わず仕事と育児の両立をしやすい組織風土の更なる醸成を目指します。

※本制度における配偶者とは、事実上婚姻関係と同様の事情にあり同居している者(性別を問わず)を含みます。

2. 制度拡充の概要

(1)制度名称 配偶者出産休暇

(2)拡充内容

- ① 休暇付与日数を3日から「20日」に拡充(有給・分割取得可)
- ② 休暇取得可能期間を産前4週間・産後4週間から「産前 4 週間・産後 6 週間」に拡大

3. 施行日

2024年4月1日

4. SCSKグループのマテリアリティ

SCSKグループは、経営理念「夢ある未来を、共に創る」の実現に向けて、社会と共に持続的な成長を目指す「サステナビリティ経営」を推進しています。

社会が抱えるさまざまな課題を事業視点で評価し、社会とともに成長するために、特に重要と捉え、優先的に取り組む課題を7つのマテリアリティとして策定しています。

本取り組みは、「いきいきと活躍できる社会の実現」を資するものです。

－仕事と育児の両立をしやすい組織風土の更なる醸成

・SCSKグループ、経営理念の実践となる7つのマテリアリティを策定

<https://www.scsk.jp/corp/csr/materiarity/index.html>

〈SCSKの仕事と育児の両立支援制度〉

勤務 制度	産前産後休暇(8週前から取得可能)	
	マタニティ休暇(10日)	
	配偶者出産休暇(20日間)	
	育児休業(通算3年6回分割)	
	短時間勤務(小学校卒業まで)	
	子の看護休暇(年5日)	
	両立支援休暇(年5日)	
	フレックスタイム制/在宅勤務	
復職 支援	産休・育休前面談	本人・上司・人事で面談
	職場復帰面談	本人・上司で面談
経済 支援	復職支援金 (3歳まで)	保育料50%補助 (最大3万円、毎月)
	育児費用補助	延長保育料等50%補助
	転居費用補助	フルタイム就業のための転居費用 50万円補助

本件に関するお問い合わせ先

SCSK株式会社

サステナビリティ推進・広報本部 広報部 須田

TEL:03-5166-1150

※ 掲載されている製品名、会社名、サービス名はすべて各社の商標または登録商標です。